

令和2年度

# 第19回教育委員会（臨時）

令和3年3月26日提出

丹波篠山市教育委員会

(議事日程)

日 程 令和3年3月26日 午後2時00分～  
場 所 市役所第2庁舎3階 2-301・302会議室

開会あいさつ

開会宣言 時 分

日程第1 第16回教育委員会(定例)、第17回教育委員会(臨時)、第18回教育委員会(臨時)の報告・承認

日程第2 会議録署名委員指名  
番委員( 委員)

日程第3 会期の決定 自 令和3年3月26日 至 令和3年 月 日 日間

日程第4 議案

第1号 丹波篠山市文化財保存活用地域計画の策定について (文化財課)・・・1頁

第2号 丹波篠山市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(地域コミュニティ課)・・・2頁

日程第5 報告事項

1 第121回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について (教育総務課)・・・3頁

2 小中学校児童生徒の問題行動等(2月分)について (学校教育課)・・・11頁

3 令和2年度3月小・中・特別支援学校定例校長会について (学校教育課)・・・14頁

4 令和2年度末県費負担教職員人事異動概要について (学校教育課)・・・15頁

5 令和3年度丹波篠山市人事異動(4月1日)内示について (教育総務課)・・・16頁

《次回定例会》

教育委員会(定例) 日程：令和3年4月22日(木)14:00～ 場所：市役所本庁舎4階401.402会議室

議案第1号

丹波篠山市文化財保存活用地域計画の策定について

丹波篠山市文化財保存活用地域計画の策定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第4条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月26日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川修哉

《以下別冊1》

## 議案第 2 号

丹波篠山市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

丹波篠山市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 14 年教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 11 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 26 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

丹波篠山市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

丹波篠山市体育施設条例施行規則（平成 11 年教育委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「B & G 海洋センタープールを除き、」を削る。  
別表（第 2 条関係）の表 B & G プールの部を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

報告 1

第 1 2 1 回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について

第 1 2 1 回丹波篠山市議会弥生会議一般質問について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下次頁》

【通告番号】 個一 2

安井 博幸 議員

【質問事項1】 選択通学区域の見直しを

- 【質問主旨】
- ①選択通学区域の検証や見直しをされたことがあるのか
  - ②小中学校への通学先の選択肢を広げるのが良いのではないのか
  - ③選択通学区域の導入も含め小中学校の統廃合について広く議論を

【教育長答弁】

質問事項1「選択通学区域の見直しを」のなかで、まず、「選択通学区域の検証」についてお答えします。

丹波篠山市では、平成11年の4町合併により旧町の境界がなくなることで、これまで通学指定されていた中学校より隣接中学校の方が距離的に近いケースが生じることになりました。そこで、「通学距離と通学時間の短縮」や「子どもと保護者の負担軽減」を目的として、平成16年度から特定の小学校において、従来の通学区域は残したまま中学校を選択できる「特定地域選択制」を導入しています。

この制度が適用される小学校は、岡野・大山・城南・古市の4校です。平成16年度以降の実績として、城南小学校から篠山中学校を選択した児童の割合、1年目は20.5%、2.3年目が約50%、4年目以降は、ほぼ80%以上となっており、17年間で卒業生609名中503名、割合では82.6%が篠山中学校を選択しています。

この17年間で岡野小学校から西紀中学校を選択した児童は3名、大山小学校から西紀中学校を選択した児童は15名、古市小学校については16年間で今田中学校を選択した児童はなく、全員が丹南中学校を選択している状況です。

ご質問の検証としては、実施から10年を経過した平成27年度に、該当地域の小学校4年生～6年生と中学校1、2年生、この5学年とその保護者にアンケートを実施し、合計で81.1%の回答がありました。児童生徒を対象とした「学校が選択できること」について「良い」との回答が67%で「どちらでもない」の23.6%を加えると90.6%となりました。次に、保護者も含めた「制度の必要性」については、「今後も必要」との回答が78.9%となっており、この制度について一定の評価を得ているところです。

2つ目のご質問「小中学校への通学先の選択肢を広げるのが良いのではないのか」についてです。丹波篠山市では、平成29年度から市内全ての学校を「コミュニティ・スクール」に指定し、地域とともにある学校づくりを進めています。学校と保護者、地域住民が一体となって学校運営の改善や子どもたちの健全育成に取り組むとともに、ふるさと教育を通して郷土愛を育てています。これまでより議会答弁で述べてきましたように、子どもたちにとっては身近な素材から学ぶこと、大人にとっては当事者として学校運営に関わる仕組みを、まだまだ積み上げていっているところです。従いまして、通学先の選択肢を広げることについては、今のところ教育委員会として考えていません。また、選らばれる選ばれないという競争によって、魅力アップが図れるのではないのかという提案についてですが、私は競争原理に基づくよりも、各学校が、自己評価をはじめ、児童生徒や保護者、学校関係者等による点検や評価を通して改善策を講じていくという方法の方が、市民の信託に応える公教育としては適切だと考えています。

それは、集落というコミュニティやこれまでに培われてきた風土によって、子どもたちは成長していくところがあります。従って、一定の校区概念の中での教育展開を図ることが必要だと考

えるからです。安井議員提案の学校選択性を導入した場合、急激な生徒数の増減、学級数や教職員数等の変動、また、それに伴うスクールバス等の問題など、安定的・継続的な教育の推進に支障を来す要因が増すと考えます。

最後、3つ目のご質問「選択通学区域の導入も含め小中学校の統廃合について広く議論を」についてです。

令和3年度の施政方針のなかでも「都市からワクワク農村へ」と、田園回帰・農村回帰の方向性が語られ、ICT技術の進展により遠隔授業もできるようになるなど、授業のあり方やコミュニケーションの取り方も大きな変革期を迎えています。

いまは社会の流れを注視して、子どもたちの確かな学びを支える環境づくりを研究していきたいと考えています。

#### 【問答】

Q1. 少人数学級では、クラス替えができない状況である。例えば、不登校児童がクラス替え等環境を変えることで登校できるようにもなる。近隣校へ登校できる仕組みはあるのか。

A1. 就学校の指定については、特別な事情がある場合、校区以外の学校に通う制度がありません。

Q2. 実際、その制度を活用できているか。環境を変えることができれば、不登校児童が減るのではないか。

A2. 通学校の変更の許可は、住居に関する理由、家庭に関する理由、教育的配慮による理由による。令和2年度は、49件許可しており、個々の事情に応じて対応している。

Q3. 出生者数も減っており、年間250人程度の入学である。学校での集団活動、クラブ活動等を考慮すると統合が必要ではないか。地域に根付いた学校づくりの大切さも理解できるが、2キロ圏内に複数学校があり、小規模が増えていくことが良いのか。今から10年後を見据えて、統合の議論をすべきではないか。

A3. 将来の児童生徒数はつかんでおり、減少することは認識しています。小規模校においては、ICTの新たな手法や合同で取り組むことなどでカバーしていきます。統合ありきではなく、公教育のあり方について常に考えていきます。

【通告番号】 個－２

安井 博幸 議員

【質問事項２】 女子児童生徒の制服にズボンも選択肢に

【質問主旨】 ・小学校における制服は、各学校長の権限によるものか  
・寒さ対策とジェンダーの観点から、女子児童生徒の制服にズボンも選択できるようにすべきではないか。

【教育長答弁】

質問事項２「女子児童生徒の制服にズボンも選択肢に」についてです。

最初に、安井議員が冒頭に述べられた「公立学校で着る服は『標準服』に過ぎません」という表現は、誤解があってははいけませんので説明をさせていただきます。

標準服とは、学校などの組織において着用することが望ましいとされる服装であり、制服とは異なり、常時着用の義務はなく推奨されるにとどまるとされています。丹波篠山市のいくつかの学校では標準服ではなく、常時着用の制服の指定をしています。そこで、１つ目のご質問「小学校における制服は、各学校長の権限によるものか。」にお答えします。

平成 30 年 3 月、文部科学省からの通知文書には「学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その際、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」と記載されています。

丹波篠山市においても通知の通り、PTAと協議の上、また、中学校では生徒会の意見も取り入れるなど、決定に至るプロセスを大切にするとともに、保護者からの個別の相談にも柔軟に対応しています。

次に２つ目のご質問「寒さ対策とジェンダーの観点から、女子児童生徒の制服にズボンも選択できるようにすべきではないか。」にお答えします。

まず、寒さ対策については性別に関係なく必要です。長ズボンや防寒着の着用を認めるとともに、個別の相談にも柔軟に応じるなど、既に対策を講じています。

また、平成 30 年度の人権教育研修会では、宝塚大学看護学部教授の日高庸晴（ひだか やすはる）先生により、「学校で配慮と支援が必要なLGBTの子どもたち」と題して、ご講演をいただきました。

そこでは、「性的指向と性自認について、それぞれの内容と違いを正しく知ることが大切である。性的指向は、どの性別が恋愛感情の対象になるかを示し、性自認は、自分の性別は男である、女であるといった性別に関する自己意識のことであり、最近では、心の性別と表現される場合も多くなっている。」とのお話がありました。

社会的・文化的な性差を無くすというジェンダーレスの観点に、心の性差という新たな視点を加え、学校のとるべき対応について、ご示唆いただいたところです。学校における子どもたちへの特別な配慮には、制服などの服装だけではなく、髪型や呼称、トイレや更衣室など、学校生活の様々な場面で支援が必要です。しかし、何より大切なことは、子どもたちが、ありのまま、自分らしく生きたいという願いに寄り添うことです。

成長とともに、子どもたちの心と性は大きく変化します。先入観をもたず、その時々の子どもの状況に応じた適切な支援が行えるよう、保護者や医療機関との連携に努めるとともに、研修機会の充実を図り、理解を進めていきます。

【問答】 Q 1. 制服が選択できることを希望する。



【通告番号】 個一 9

大上和則議員

【質問事項1】 超近視時代における予防と対策について

【質問主旨】 学校教育における目の健康を大切に守る習慣を根付かせるための指導の推進について

【教育長答弁】

質問事項1点目「超近視時代における予防と対策について」です。

丹波篠山市では、文部科学省の児童生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する GIGA スクール構想を推進し、児童生徒一人に一台のコンピュータ、Chromebook を本年度に整備しました。

このことにより、情報活用能力や問題発見・解決能力等を身につけるために今まで以上に ICT 機器を学習道具として、授業で活用していくこととなります。

そうしたとき、大上議員のご指摘の通り、目の健康、心身の健康面に配慮した情報メディアとの関わり方を児童生徒が自ら判断して行動していくことが求められます。そこで、全ての児童生徒に対して Chromebook を使う目的や情報モラルについて示したリーフレットを作成し、「健康のために」という項目の中で、正しい姿勢、画面に近づきすぎないこと、時々目を休ませることの3点を、各学校において指導しているところです。

しかしながら、こうした健康を守る行動は習慣化してこそ効果が上がるものです。実践を通して、目を休めたり、遠くを見たりすることは、どの程度の利用時間後が適切なのかを考えながら、今後授業展開を図っていくこととなります。

こうした教育のあり方を「デジタル・シチズンシップ教育」といい、最初に広めたアメリカの国際教育テクノロジー学会の情報教育基準（NETS）のひとつ「デジタル健康と福祉」という項目では、「情報技術は私たちに楽しさを与えてくれるが、自分や他者の必要に応じて使い方をコントロールする必要がある。そうすることで、健康的でバランスの撮れた生活を送ることができる。」とされています。大上議員の提案にある「野外活動の重要性」も含めて、早急にこういった先行例から学び、目の健康を守る方法を子どもたちに指導していきたいと考えています。

また、保護者への啓発につきましては、今年度、教育研究所のふた葉プロジェクトチームが、眠育啓発のためのリーフレットを作成しました。【かざして】これがそのリーフレットです。正しい睡眠習慣として、寝る前のブルーライトはストップして、質の良い睡眠をとれるように啓発しています。この内容は、丹波篠山市医師会からも賛同をいただき、健康課が実施する「3才児健診」から活用することとしています。また、小学校1・2年生及び入学説明会でも活用して眠育の指導を行い、活かしていこうとしているものです。この中にも戸外で体を動かすことの大切さを記載しており、こうした眠育指導と併せて、近視予防の啓発も進めていきたいと考えます。

【問答】

Q1. 子どもたちの近視については、社会的な問題となっている。改善の決定的なものはないが、屋外活動が効果を上げるとされている。台湾では、屋外活動を推奨し、近視人口を減らした実績がある。近視対策として、眼軸の伸びを抑えることが大事で、学校現場で指導をお願いしたい。子どもたちの休み時間の過ごし方はいかがか。

A1. 天気の良い日は、屋外で活動することを推奨しています。

Q2. 20ルール。20分デジタル画面見たら、20秒間、20フィート遠くを見る。こうしたことを習慣化し、学校現場と家庭で進めてほしい。

A2. GIGAスクール事業推進にあたり、文科省から健康面の配慮として、30分に1回は、20秒遠くを見て目を休めるよう指導があります。20ルールは、ICTが日本より早くから進んでいる欧米から出てきたもの。国の示す方針を基本に、目の健康について取り組んでいきます。

Q3. 全国的にも視力は落ち込んでいるのではないかと推測する。5年度、10年度、子どもたちの視力低下がないよう指導願いたい。

【通告番号】 個-11

大西基雄議員

【質問事項2】 教育方針 学校における人権教育の充実について

- 【質問主旨】
- ① 学校教育における人権教育の充実について
  - ② 今後の取組について
  - ③ 令和2年度の研修会の活かし方について

【教育長答弁】

質問事項2点目「学校における人権教育の充実について」お答えします。

小学校の低学年では、まず、体験を通して友だちと協力し、助け合い、友だちを思いやる心を育てていきます。こうした豊かな感性を育てたり人権意識を芽生えさせたりすることが、中学年、高学年、そして中学生になって、身の回りにある差別や偏見、さらには生活の中の不合理や矛盾に気付かせることにつながっていくからです。そして、特に高学年、中学生にあっては、現在の世の中に存在している不合理な同和問題に関心を持たせ、正しく理解させることが大切です。

そのため、人権問題がどこか自分たちの知らないところで、人権を侵害されて困っている人たちの問題だというような他人事となってしまわぬよう、教師の研修がとても重要だと考えています。

令和2年度、オンラインではありましたが9月に「近世身分をどのように教えるか」という講義を姫路大学の和田幸司教授にいただきました。

近世身分を教えるための3要件として「社会集団」「職分」「役（やく）」という概念を大切にして指導すべきであると述べられました。そして、近世の身分は集団を通して存在しており、その集団が社会的な分業や役割を果たすことで社会に位置づくという概念を学習過程に落とし込むことの重要性を述べられました。

また、和田先生は「身分」と「差別」を峻別したうえでの授業計画を提起されています。丹波篠山市では、兵庫県版道徳副読本や人権教育資料から「差別」に関わる学習を道徳科として、「身分」に関わる学習を社会科で行っているところです。

さらに和田先生は、「なぜ、現在においても部落差別が残存していったのか」を問うことの必要性を述べられています。今後も絶えずこうした先生からのお話や数々の実践事例集から、丹波篠山市にあてはめどうすれば他人事ではなく、自分ごととしてこの人権問題に取り組むことができるのか研究し、授業実践に取り組んでいきます。

【問答】

Q1. 同和教育が、人権教育の柱として充実されることを願う。同和教育を教えるには、マニュアルも大事だが、教師自身の人権教育が大切で、研修を通じて意識を高め、差別を見抜く力がないと指導できないのではないか。

A1. 指導にあたる者として、教師自身が鋭い人権感覚を持つ必要があります。この人権感覚を身につけるためには、コミュニケーションの中から磨く必要がある。学校では、子どもたちの関係性の中で、一言の重要性を認識しながら発言することが求められることは、研修会でも多くの教師が感じているところです。

Q2. 近世の身分制度の研修会では、何人の先生が参加され、何人からアンケート回答があっ

たのか。また、その回答結果をどのように受け止めているのか。

A 2. 研修会はオンラインで実施し、すべての学校20人が参加しました。アンケート回答は15件でした。

Q 3. アンケート結果では、「内容が理解できたか」に対して、あまり理解できなかった。「研修の学びを実践に生かせるか」に対して、生かすのはむずかしい。とする教師もいた。どのように捉えているか。

A 3. 教師の年齢によって、学びに違いがあります。昭和の教科書では士農工商の序列の身分として学びました。最近では、農工商は職業的な区分として学んでいます。教師は気を付けないと、子どもの時に学んだ通り、子どもに指導してしまう危険があります。今は史実に基づいたことを伝え、その不合理をどのように伝えるかが大切である。研修により、今までの歴史観が変わった先生から、「初めてで理解しにくかった」「どう教えるべきか、これからは考えなくてはならない」ことから、先生方から不安の声あったと分析しています。新しい研究・成果を、常に学校に提供しながら、正しい歴史観、正しく同和問題を認識するための研修を進めていきます。

Q 4. 先生方にも研修会、学習会に参加し、しっかり学び、子どもたちに教えてほしい。平成28年の人権意識調査では、住民学習や研修会等多く参加した人ほど同和問題を理解しているとの結果が出ている。また、自由意見の中で、差別を正しく理解するには、学校や社会で人権尊重の学びが不可欠である。一方、誤った部落差別を教えることのないよう進めてほしい。との意見もあった。

教職員、市職員も人権意識が高まっているのか心配する。人権意識アンケートを行い、その調査結果に基づいた指導や研修を実施すべきでないか。

A 4. 中学校の社会科では来年度から新しい教科書がスタートします。部落差別の表記については4か所あり、部落差別解消推進法についても表記してあります。先生の意識も把握しつつ、こうした動きの中、適切な研修を進めていく。

## 報告 2

小中学校児童生徒の問題行動等（2月分）について

小中学校児童生徒の問題行動等（2月分）について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成14年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき報告いたします。

令和3年3月26日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前川修哉

《以下次頁》

# 令和元年・令和2年度 小学校児童の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和2年2月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R1														
			R2							2	1		1			4	
		学校外	R1														
			R2														
	生徒間暴力	学校内	R1						1	8	2	1	1			13	
			R2			2			1							3	
		学校外	R1														
			R2														
	対人暴力	学校内	R1														
			R2														
		学校外	R1														
			R2														
	器物損壊		R1														
			R2							1		1		1		3	
恐 喝		R1															
		R2															
窃盗・万引き等		R1		1											1		
		R2															
その他(強盗・放火等)		R1															
		R2															
ぐ 犯 不良行為	怠情浪費	深夜はいかい	R1														
			R2														
		家 出	R1														
			R2														
	無断外泊	R1															
		R2															
	金品持ち出し	R1															
		R2															
	飲酒喫煙等	不健全性的行為	R1														
			R2														
		飲 酒	R1														
			R2														
	喫 煙	R1															
		R2															
	薬物乱用	R1															
		R2															
	粗暴	けんか	R1														
			R2						1					1	2		
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R1															
		R2		1	1			5	40	24	19	13	8	111			
無免許運転		R1															
		R2															
いじめ		R1	1	1	18	2	1	1	9	8	2	1	2	1	47		
		R2	1		6	4	3	2	3	2	2	1	7	31			
合 計		R1	1	2	18	2	1	2	17	10	3	2	2	1	61		
		R2	1	1	9	4	4	8	46	27	22	15	17	154			

不登校	R1児童数	R1		2	2	2	2	4	4	5	6	7	8	11
	2005			0.10%	0.10%	0.10%	0.10%	0.20%	0.20%	0.25%	0.30%	0.35%	0.40%	0.55%
	R2児童数	R2				4	5	7	8	9	10	15	16	
	1974					0.20%	0.25%	0.35%	0.41%	0.46%	0.51%	0.76%	0.81%	

# 令和元年・令和2年度 中学校生徒の問題行動等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課 令和2年2月末現在  
上段は昨年度、下段は今年度の数

		年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
刑法犯行為	対教師暴力	学校内	R1			1	1									2		
			R2															
		学校外	R1															
			R2															
	生徒間暴力	学校内	R1	2	6	2	4		1		3			3		21		
			R2			1	2		2		1	1	1	2		10		
		学校外	R1															
			R2															
	対人暴力	学校内	R1															
			R2															
		学校外	R1															
			R2															
	器物損壊		R1						1	1		1		3		6		
			R2								1					1		
	恐 喝		R1															
			R2					1								1		
窃盗・万引き等		R1																
		R2																
その他(強盗・放火等)		R1																
		R2																
ぐ 犯 不良行為	怠惰浪費	深夜はいかい	R1															
			R2															
		家 出	R1									1					1	
			R2									1					1	
	無断外泊	R1																
		R2																
	金品持ち出し	R1																
		R2																
	不健全性的行為	R1								1						1		
		R2																
	飲酒喫煙等	飲 酒	R1															
			R2															
		喫 煙	R1									1					1	
			R2															
	薬物乱用	R1																
		R2																
粗暴	けんか	R1									1	1			2			
		R2							1						1			
その他(不良交遊・危険遊戯・指導不服従等)		R1	11	17	14	12	2	21	22	14	5	8	1		127			
		R2			2	1	2	1	3	3	6	5	6		29			
無免許運転		R1																
		R2																
いじめ		R1	1	2	4	4		4			2		1		18			
		R2			5	1		4	1	4	1		1		17			
合 計		R1	14	25	21	21	2	27	24	20	9	8	8		179			
		R2			8	4	3	8	4	10	8	6	9		60			

不登校	R1生徒数	R1		4	8	10	10	15	22	29	34	38	44	44
	982	R2		0.41%	0.81%	1.02%	1.02%	1.53%	2.24%	2.95%	3.46%	3.87%	4.48%	4.48%
	R2生徒数	R2				10	13	18	26	29	32	33	36	
	953					1.05%	1.36%	1.89%	2.73%	3.04%	3.36%	3.46%	3.78%	

### 報告 3

令和 2 年度 3 月 小・中・特別支援学校定例校長会について

令和 2 年度 3 月 小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊 2》



## 報告 4

令和 2 年度末県費負担教職員人事異動概要について

令和 2 年度末県費負担教職員人事異動概要について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊 3》

報告 5

令和 3 年度丹波篠山市人事異動(4 月 1 日)内示について

令和 3 年度丹波篠山市人事異動(4 月 1 日)内示について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則(平成 1 4 年教育委員会規則第 5 号)第 6 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

令和 3 年 3 月 2 6 日

丹波篠山市教育委員会  
教育長 前 川 修 哉

《以下別冊 4》